

- ① 行事名(希望する日時・曜日・会場・コースなども)
- ② 住所(郵便番号も)
- ③ 氏名(ふりがな)
- ④ 年齢
- ⑤ 電話番号(ファクスの方はファクス番号、メールの方はEメールアドレスも)
- ⑥ 学校名・学年(児童・生徒のみ)
- ⑦ 返信先(往復はがきの場合)

金婚・ダイヤモンド婚夫婦 日帰り旅行招待

今年①金婚(昭和30年結婚)、②ダイヤモンド婚(昭和20年結婚)を迎える夫婦を老人休養ホームへ招待します。
会場・日時①は保養センター駒岡(南区真駒内600) 11月9日(木)、2日(金)、ライラック荘(南区定山溪温泉西4) 11月9日(金) ②は保養センター駒岡 11月8日(水) 午前9時45分に市役所ロビーに集合。

申込はがきに**上欄必要事項**(氏名は夫婦とも)と結婚記念日、①は第1・2希望までを記入し、8月16日(火)(消印有効)までに高齢福祉課(市役所内/1階)へ送付。

76 **【詳細】** 高齢福祉課 ☎(21) 29

特定疾患医療受給者証の更新

特定疾患医療受給者証の有効期間更新をご希望の方は、お住まいの区の保健センターで手続きしてください。

申請期限 9月30日(金)まで。
対象 9月30日まで有効の特定疾患医療受給者証をお持ちの方。

【詳細】 区役所(1階、ただし東区は ☎(71) 3211、南区は ☎(58) 5211)の地域保健課

拡大写本製作ボランティア養成講座

日時 9月6日、11月8日の火曜午前10時～午後2時。全10回。

会場 視聴覚障がい者情報センター(中央区大通西19)。

敬老優待乗車証の新たな対象者に申請書を送付



次のいずれかに該当する方は敬老優待乗車証の9月の交付対象となります。8月10日ころ、該当する方に申請書を送付しますので、必要事項を記入し、返送し

てください。記入方法は同封の通知文をご覧ください。
対象 ①今年6月30日現在、市内に住居登録があり、引き続き居住している方で、昭和10年10月2日～11年4月1日に生まれた方、②今年3月1日～6月30日に市外から市内に転入(住民登録)し、引き続き居住している方で、昭和10年10月1日以前に生まれた方。

【詳細】 区役所(1階)の保健福祉サービス課 ☎(612) 6110

対象 次の条件を満たす方15人。①18歳～60歳 ②長期間活動できる ③週1回程度、センターへ通える ④視覚障がい者の行事に協力できる ⑤パソコンを操作できる。

申込 8月22日(月)午前10時から視聴覚障がい者情報センターで行う説明会に参加後、受け付け。選考あり。

【詳細】 視聴覚障がい者情報センター ☎(63) 6747

人工肛門・人工ぼうこうの方のための医療講演会

補装具の展示と説明会も同時に開催します。

日時・会場 8月20日(土) 北区民センター(北区北25西6)、21日(日) 東区民センター(東区北11東7)、9月10日(土) 白石区民センター(白石区本郷通3北)、11日(日) 厚別区民センター(厚別区厚別中央1の5)。いずれも午後1時30分～4時。

【詳細】 身体障害者福祉協会 ☎(64) 8853

認知症の人を正しく理解する研修会

内容 認知症の早期発見についての講演と無料相談。

日時・会場 9月8日(木) 午後1時～4時。厚別区民センター(厚別区厚別中央1の5)。

【詳細】 市社会福祉協議会 ☎(612) 6110

福祉用具展示会・講演会

期日 9月7日(水)。
会場 社会福祉総合センター(1階)。

【展示会】 時間 午後1時～4時。
【講演会】 介護予防と身近な健康づくり

時間 午後1時30分～3時。
定員 300人。
申込 8月11日(木)から社会福祉協議会へ ☎(先着) ☎(63) 6747

【詳細】 社会福祉協議会 ☎(632) 7355

母子寡婦福祉センター 就業支援講習会



対象 は、母子家庭の母・寡婦(以前母子家庭の母であった方)です。

【①簿記2級】 日時 9月12日～11月21日の月・水・金曜午後6時15分～8時45分。全28回。

【②福祉住環境コーディネーター2級】 日時 9月26日～11月24日の月・木曜午後6時15分～8時45分。全16回。

【対象・費用】 簿記3級取得者30人。2千円。

イネーター3級取得者30人。4千円。

※①②の申込 8月16日(火)、17日(水)に母子寡婦福祉センター、区役所の保健福祉サービス課へ直接。(抽選)

【詳細】 母子寡婦福祉センター(社会福祉総合センター内/1階) ☎(63) 3270

児童扶養手当・特別児童扶養手当の手続き

【児童扶養手当】 **【現況届】** 現在、手当を受けている方には、現況届用紙と記入要領を8月初旬までに送付します。期間内に届け出がないと、8月分以降の手当が支給されませんのでご注意ください。

【新規申請】 ①離婚 ②未婚 ③父親が死亡・重度の障がいがある・生死不明・拘禁・児童遺棄の状態

で、父親と生計を同じくしていない児童(18歳に達した年度末までの間にある児童、心身障がい児は20歳未満)を養育している母親または養育者に支給されます。ただし、所得が制限額を超える方は支給が停止されます。詳しくは区役所の保健福祉サービス課にお問い合わせください。

【特別児童扶養手当】 **【所得状況届】** 現在手当を受けている方には、所得状況届用紙と記入要

領は、所得状況届用紙と記入要